

令和元年5月17日

各 位

会 社 名 朝日工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 村上 政徳
(コード：5456、JASDAQ)
問合せ先 常務取締役管理本部長 稲場 進
(TEL. 03-3987-2161)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、令和元年5月17日開催の取締役会において、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更について、令和元年6月20日開催予定の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I 株式併合について

1. 株式併合の目的及び理由

平成31年3月19日付当社プレスリリース「合同製鐵株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等においてご報告申し上げておりますとおり、合同製鐵株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成31年2月4日から平成31年3月18日まで当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、その結果、公開買付者は、平成31年3月25日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式6,087,340株（議決権所有割合（注1）：86.96%）を保有するに至りました。

（注1）「議決権所有割合」とは、当社が平成31年2月1日に公表した「2019年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社四半期決算短信」といいます。）に記載された平成30年12月31日現在の発行済株式総数（7,200,000株）から、当社四半期決算短信に記載された同日現在の当社の所有する自己株式数（200,163株）を控除した株式数（6,999,837株）に係る議決権数（69,998個）を分母として計算しております。

当社の平成31年2月1日付当社プレスリリース「合同製鐵株式会社による当社株式に対する公開買付けへの賛同及び応募推奨のお知らせ」（以下「当社平成31年2月1日付プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）意見の根拠及び理由」においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者及び当社は、国内で発生する鉄スクラップを電気炉で溶解し、圧延設備を用いて建設資材を中心とする多様な鉄鋼製品を製造する、いわゆる普通鋼電気炉メーカーと呼ばれる鉄鋼会社であるところ、普通鋼電気炉メーカーは、主原料である鉄スクラップの仕入れ及び製品の販売の両市場における市場構造上、その市況形成において受身とならざるを得ず、主原料価格の値上げ圧力と販売価格の値下げ圧力に挟まれた普通鋼電気炉メーカー各社は、将来に向けた設備・人材への投資をはじめとする事業の継続性確保のために必要な利益の確保が困難となり、いずれも低収益を余儀なくされる状況が続いております。

このような状況の下、公開買付者は、このままでは鉄スクラップリサイクルのメーカーとしての重要な機能である鉄鋼製品再生機能を喪失することにもつながりかねない状況と認識し、同業他社との統合による高付加価値品を中心とした商品ラインナップの拡充やデリバリー性の向上等による顧客評価の向上、個社の枠を超えた抜本的なコストの削減等による競争力の向上が喫緊の課題であるとの考えに至ったとのことです。そこで、公開買付者は、一定の事業規模があり、かつ、事業シナジーが見込める事業者の買収等の可能性を

模索していたところ、支配株主が存在しない上場企業であるとの点で類似する歴史を有する当社に注目し、その企業風土や従業員意識等、会社運営基盤の根幹において公開買付者との高い親和性を期待でき、かつ、製品ラインナップ、鉄鋼製造技術、プロセス及び工場立地等の観点からも両社には大きな事業シナジーの創出を見込める可能性があるのではないかと認識に至ったとのことであり、公開買付者は、平成29年7月下旬に当社を公開買付者の完全子会社化（非公開化）又は連結子会社化することも見据えた友好的買収の初期的な提案を行うとともに、その後、当社に対するデュー・ディリジェンスを実施し、引き続き、検討を重ねてきたとのことです。その結果、公開買付者は、当社の完全子会社化を主眼とした、本公開買付けにより当社を公開買付者の完全子会社化（非公開化）又は連結子会社化するための取引（以下、これらの取引を「本取引」といいます。）の実施により、公開買付者グループ及び当社グループ全体の鉄鋼事業における経営基盤の強化を通じた企業価値向上が可能になるものと考えに至り、平成30年6月下旬に、当社に対して、本取引の実施を提案したとのことです。

一方、当社といたしましては、事業環境の構造的変化に対応すべく、中期経営計画「ASAHI2018プロジェクト」で掲げた「スペシャリティ分野（強みを有する分野）への経営資源のシフト」の強化とスピードアップを進める中で、底堅い需要が見込まれる高強度鉄筋及びねじ鉄筋の製造・販売に注力するとともに、再開した特殊鋼（構造用棒鋼）の販売拡大やOEM等の新規プロジェクトの取組みにより高付加価値品への鋼種構成比変革を早期に実現するためには、同業他社との提携により事業戦略を加速的に推進し市場競争力を高めることが有効であり、その結果、当社の企業価値の更なる向上に繋がるとの判断に至りました。また、上記のとおり公開買付者より平成29年7月下旬に本取引も見据えた友好的買収の初期的な提案を受け、さらにその後、平成30年6月下旬の本取引の提案を経て、公開買付者と当社との間で両社の企業価値向上を目的として検討・協議を重ねた結果、公開買付者は特定の支配株主が存在しない上場会社であり、その企業風土等に高い親和性が期待できることや、両社の製造設備や技術等の経営資源の強みを相互に活用することで、事業シナジーを発生させ、当社の企業価値をさらに高めることができると考えられること、当社における鉄鋼建設資材事業と農業資材事業及び砕石砕砂・マテリアルリサイクル事業の一体経営を深く理解していること等から、公開買付者と最大限強固な連携関係を構築することが有効であり、加えて、本取引により実現可能な諸施策及び事業シナジーは、販売、製造、購買、物流、間接部門など多岐にわたっており、それらの諸施策を実施して事業シナジーを発生させるためには、当社が公開買付者の子会社となることは極めて有効な手段であると判断いたしました。

さらに、関東鉄筋棒鋼市場の需給ギャップの顕在化による需要家からの販売価格に対する値下げ圧力、商社統合再編による市場価格形成への影響力の強大化等の事業環境の構造的変化に迅速に対応し、当社における公開買付者との提携による事業シナジーの発生を早期に実現するためには、当社における機動的な意思決定を実現することが必要であること、また本取引により実現可能な諸施策の中には、当社が公開買付者の完全子会社となることで、事業シナジーを最大限実現できる施策も数多く含まれていることから、当社としては事業シナジーを最大化するためには当社が公開買付者の完全子会社となることが最善の手段であるとの判断に至りました。

かかる判断に至る過程において、当社は、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任した上、公開買付者との間で本公開買付けにおける当社株式1株あたりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び諸条件について協議・交渉を重ねました。当社はみずほ証券及びTMI総合法律事務所からの助言を踏まえ、みずほ証券によるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）等に基づく算定結果等を参考として、公開買付者と複数回に亘り協議・交渉を行いました。また、当社は、後記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、平成30年8月3日に、本第三者委員会（後記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における独立した第三者委員会の設置」において定義します。以下同じとします。）から、答申書（以下「平成30年8月3日付答申書」といいます。）の提出を受けました。

その上で、当社は、本公開買付けについて慎重に検討した結果、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成30年8月6日開催の当社の取締役会において、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員一致により決議いたしました。

その後、当社は、公開買付者から、平成31年1月18日に、同日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知書を受領し、平成30年8月6日付当社プレスリリース「合同製鐵株式会社による当社株式に対する公開買付け（予定）への賛同及び応募推奨のお知らせ」において公表した前提条件（以下「本前提条件」といいます。）が充足する目処がついたことから、本公開買付けを平成31年2月4日から開始したい旨の連絡を受け、平成31年1月22日に、本第三者委員会に対して、平成30年8月3日付答申書の内容に変更がないかを検討し、当社の取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問しました。本第三者委員会は、かかる諮問を受けて、平成30年8月3日以降、平成31年1月31日までの間に、平成30年8月3日時点における本公開買付けに係る本第三者委員会の判断を変更する要因は発生していないことを確認し、平成31年1月31日に、当社の取締役会に対して、答申書（以下「平成31年1月31日付答申書」といいます。）を提出いたしました。

当社は、平成31年1月31日付答申書等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、平成30年8月6日以降、平成31年2月1日までの間に、平成30年8月6日時点における本公開買付けに係る当社の判断を変更する要因は発生していないことを確認し、平成31年2月1日時点においても、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断して、平成31年2月1日開催の当社の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができませんでした。当社といたしましては、上記の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと並びに公開買付者から会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第180条に基づき当社株式の併合を行うこと等を本定時株主総会の付議議案に含めることの要請を受けたこと等を踏まえ、当社平成31年2月1日付プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」においてお知らせいたしましたとおり、当社の株主を公開買付者のみとするため、後記「2. 本株式併合の要旨」の「(2) 本株式併合の内容」に記載のとおり、当社株式999,900株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を本定時株主総会に付議することといたしました。

なお、本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

2. 本株式併合の要旨

(1) 本株式併合の日程

| | |
|---------------|------------------|
| ① 定時株主総会基準日 | 平成31年3月31日（日） |
| ② 取締役会決議日 | 令和元年5月17日（金） |
| ③ 定時株主総会開催日 | 令和元年6月20日（木）（予定） |
| ④ 整理銘柄指定日 | 令和元年6月20日（木）（予定） |
| ⑤ 最終売買日 | 令和元年7月22日（月）（予定） |
| ⑥ 上場廃止日 | 令和元年7月23日（火）（予定） |
| ⑦ 本株式併合の効力発生日 | 令和元年7月25日（木）（予定） |

(2) 本株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類
普通株式

- ② 併合比率
当社株式について、999,900株を1株に併合いたします。

- ③ 減少する発行済株式総数
6,999,777株

- ④ 効力発生前における発行済株式総数
6,999,784株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が令和元年5月15日に公表した「2019年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成31年3月31日現在の当社の発行済株式総数(7,200,000株)から、当社が令和元年5月17日に開催された取締役会においてその消却を決議し、令和元年7月24日付で消却される予定である、平成31年3月31日現在当社が所有する自己株式数(200,216株)を除いた株式数です。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
7株

- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
28株

- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が保有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,800円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

- ① 親会社等がある場合に親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

公開買付者は、本公開買付けの開始時点においては当社の親会社に該当しませんでした。本取引を通じて当社を公開買付者の完全子会社化及び非公開化することを企図しており、必ずしも当社の少数株主と公開買付者の利害が一致しない可能性があることを勘案し、本公開買付けの公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び当社の少数株主と公開買付者の利益相反を回避する観点から、当社及び公開買付者は、後記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の各措置を実施いたしました。

- ② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合においては、上記「2. 本株式併合の要旨」の「(2) 本株式併合の内容」の「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、株主の皆様が保有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,800円を乗じた額を、株主の皆様へ交付することが見込まれております。

本公開買付価格につきましては、当社平成31年2月1日付プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、(i) みずほ証券による算定結果のうち、市場株価基準法に基づく算定結果の上限を上回る価格であること、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジに含まれ、そのレンジの中央値を上回っていること、(ii) 本公開買付けの実施予定について公表した日(平成30年8月6日)の前営業日である平成30年8月3日の株式会社東京証券取引所が開設するJASDAQ(スタンダード)市場(以下「JASDAQ」といいます。)における当社株式の終値1,289円に対して39.6%(小数点以下第二位を四捨五入。以下、本項のプレミアムの算出において同じです。)、平成30年8月3日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,264円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して42.4%、平成30年8月3日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,282円に対して40.4%、平成30年8月3日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,321円に対して36.3%のプレミアムが加算されており、相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii) 後記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の公正性を担保するための措置が十分に採られた上で決定された価格であることを踏まえ、当社は、本公開買付けが当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。また、当社は、平成31年2月1日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議した後、令和元年5月17日に至るまでに、本公開買付価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

- ③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(i) 本公開買付け

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、平成31年2月4日から平成31年3月18日まで当社株式に対する本公開買付けを行い、その結果、公開買付者は、平成31年3月25日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、当社株式6,087,340株(所有割合:86.96%)を保有するに至りました。

(ii) 自己株式の消却

当社は、令和元年5月17日開催の取締役会において、令和元年7月24日付で当社の自己株式200,216株(平成31年3月31日現在の当社の自己株式の全部)を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、自己株式の消却後の当社の発行済株式総数は、6,999,784株となります。

(2) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主を公開買付者のみと

する予定です。その結果、当社株式は、JASDAQの上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

日程といたしましては、令和元年6月20日から令和元年7月22日まで整理銘柄に指定された後、令和元年7月23日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本取引により実現可能な諸施策及び事業シナジーは、販売、製造、購買、物流、間接部門など多岐にわたっており、それらの諸施策を実施して事業シナジーを発生させるためには、当社が公開買付者の子会社となることは極めて有効な手段であり、さらに、関東鉄筋棒鋼市場の需給ギャップの顕在化による需要家からの販売価格に対する値下げ圧力、商社統合再編による市場価格形成への影響力の強大化等の事業環境の構造的変化に迅速に対応し、当社における公開買付者との提携による事業シナジーの発生を早期に実現するためには、当社における機動的な意思決定を実現することが必要であること、また本取引により実現可能な諸施策の中には、当社が公開買付者の完全子会社となることで、事業シナジーを最大限実現できる施策も数多く含まれていることから、当社としては事業シナジーを最大化するためには当社が公開買付者の完全子会社となり、当社株式を非上場化することが最善の手段であると判断したためであります。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

後記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社は、本第三者委員会に対し、本取引が公開買付者以外の当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べることを諮問いたしました。当社は、平成30年8月3日に、本第三者委員会から、当社の少数株主にとって不利益ではないと判断されるとする平成30年8月3日付答申書の提出を受けております。また、当社は、平成31年1月31日に、本第三者委員会から、本第三者委員会が当社の取締役会に対して提出した平成30年8月3日付答申書における内容に変更がない旨の平成31年1月31日付答申書の提出を受けております。

(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）に対し、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、SMBC日興証券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

SMBC日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社株式がJASDAQに上場しており、市場株価が存在することから市場株価及び将来の事業活動を評価に反映するためにDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者はSMBC日興証券から平成30年8月3日付で当社の株式価値に関する株式価値算定書（以下「SMBC日興証券株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。また、公開買付者はSMBC日興証券から、本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

SMBC日興証券株式価値算定書によると、採用した上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

| | |
|-------|-----------------|
| 市場株価法 | : 1,264円～1,321円 |
| DCF法 | : 1,440円～2,366円 |

市場株価法では、平成30年8月3日を算定基準日として、当社株式のJASDAQにおける直近1ヶ月間の終値単純平均値1,264円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,282円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,321円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を、1,264円から1,321円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社が作成した当社の事業計画（平成31年3月期から平成33年3月期までの3年間）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成31年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を、1,440円から2,366円までと算定しているとのことです。

なお、SMB C日興証券がDCF法による分析に用いた当社の事業計画においては、鉄鋼建設資材事業における高強度鉄筋やねじ鉄筋、構造用棒鋼の特殊鋼の販売拡大による鋼種シフト、OEM等の新規プロジェクトの取組み、農業資材事業における有機質肥料への経営資源シフト等により、平成31年3月期における営業利益の黒字転換、平成32年3月期事業年度において前期比約70%の営業利益の増加をそれぞれ織り込んでおり、前期比で大幅な増益となることを見込んでいるとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、事業計画には加味していないとのことです。

公開買付者は、SMB C日興証券から取得したSMB C日興証券株式価値算定書の算定結果に加え、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例（完全子会社化を前提とした公開買付けの事例）において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社株式の市場株価の動向、公開買付者において実施した当社に対する平成29年10月中旬から平成29年11月上旬まで及び平成30年2月下旬から平成30年5月下旬までの期間におけるデュー・ディリジェンスの結果及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成30年8月6日に、本公開買付価格を1株当たり1,800円とすることを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、当社の業況や本取引を取り巻く環境等に重大な変更が見られず、当社に対する平成30年12月上旬から平成31年1月下旬までの期間における追加的なデュー・ディリジェンスの実施等を通じ、当社の企業価値に重大な影響を与える事象はないと判断し（公開買付者は、当社から、平成31年3月期の通期業績予想を修正した（当該通期業績予想の修正を、以下「本業績予想修正」といいます。）との説明を受けておりますが、公開買付者として、本業績予想修正は、主に主原料価格の循環的変動に起因するものであると考えられることから、当社の事業計画及び企業価値に重大な影響を与える事象ではないと判断しているとのことです。）、平成31年2月1日付で、本公開買付価格を変更しないことを決定したとのことです。なお、本公開買付価格である1,800円は、本公開買付けの実施予定について公表した日（平成30年8月6日）の前営業日である平成30年8月3日のJASDAQにおける当社株式の終値1,289円に対して39.64%（小数点以下第三位四捨五入。以下、本項のプレミアムの計算において同じとします。）のプレミアムを加えた価格、平成30年8月3日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,264円に対して42.41%のプレミアムを加えた価格、平成30年8月3日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,282円に対して40.41%のプレミアムを加えた価格、平成30年8月3日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,321円に対して36.26%のプレミアムを加えた価格とのことです。また、本公開買付けの実施について公表した日（平成31年2月1日）の前営業日である平成31年1月31日のJASDAQにおける当社株式の終値1,795円に対して0.28%のプレミアムを加えた価格とのことです。

（注）SMB C日興証券は、SMB C日興証券株式価値算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではないとのことです。また、当社及びその関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機

関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行なっていないとのことです。これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があるとのことです。さらに、当社及びその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びにSMBC日興証券株式価値算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としているとのことです。SMBC日興証券が、SMBC日興証券株式価値算定書で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、情報提供者により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としているとのことです。また、SMBC日興証券株式価値算定書において、SMBC日興証券は提供された資料及び情報に基づき、一定の仮定をおいて分析を行っている可能性があります。提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としているとのことです。SMBC日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではないとのことです。なお、SMBC日興証券の算定結果は、SMBC日興証券が公開買付者の依頼により、公開買付者の取締役会が本公開買付価格を決定するための参考に資することを唯一の目的として公開買付者に提出したものであり、当該算定結果は、SMBC日興証券が本公開買付価格の公正性について意見を表明するものではないとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に当社の株式価値の分析を依頼いたしました。なお、第三者算定機関であるみずほ証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

みずほ証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社株式がJASDAQに上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、当社の将来期待収益及びキャッシュフローの予測を算定に反映するためにDCF法を、それぞれ用いて当社の株式価値の分析を行い、当社はみずほ証券から平成30年8月3日付で当社の株式価値に関する株式価値算定書を取得しております。なお、当社はみずほ証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

③ 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る検討に慎重を期し、当社の取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び公開買付者から独立性を有するリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社における独立した第三者委員会の設置

当社は、平成30年6月22日に、本公開買付けを含む本取引について、当社取締役会が本取引の是非を審議し、本公開買付けに対する意見表明に係る決議を行うにあたり、当社における意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、当社及び公開買付者から独立性を有する、中本攻氏（弁護士・中本総合法律事務所、株式会社柿安本店社外取締役）、田島伸一氏（当社社外取締役（監査等委員・独立役員）、信友インターナショナル株式会社特別顧問）、花枝英樹氏（当社社外取締役（監査等委員・独立役員））及び土屋光章氏（当社社外取締役（監査等委員・独立役員）、日本原子力発電株式会社社外監査役、株式会社国際協力銀行社外監査役、第一リース株式会社監査役）の4氏から構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。当社は、平成30年6月22日に、本第三者委員会に対し、当社が表明すべき意見の内容を

検討する前提として、(a)本公開買付けを含む本取引の目的は合理的か（当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(b)本公開買付けを含む本取引における買付条件（公開買付価格を含む。）の公正性が確保されているか、(c)本公開買付けを含む本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d) (a)乃至(c)のほか、本公開買付けを含む本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないか（(a)乃至(d)を総称して、以下「本諮問事項」といいます。）について検討し、これらの点について当社取締役会に意見を述べることを諮問いたしました。

本第三者委員会は、平成30年6月29日より平成30年8月1日までの間に合計7回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。

本第三者委員会は、本諮問事項の検討にあたり、当社から、当社より提出された各資料に基づき、公開買付者の提案内容、本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。さらに、本第三者委員会は、当社から、当社の事業計画について説明を受け、質疑応答を行うとともに、みずほ証券から、みずほ証券が当社に対して提出した株式価値算定書に基づき、当社の株式価値の分析に関する説明を受け、質疑応答を行い、また、TMI 総合法律事務所から本取引に係る手続等に関する説明を受け、質疑応答を行いました。本第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成30年8月3日に、当社の取締役会に対して、委員全員の一致で、大要、以下の内容の平成30年8月3日付答申書を提出しました。

- (i) 本取引の目的の合理性については、当社から説明を受けた内容等について検討すると、本取引は、当社を取り巻く厳しい外部環境の下において、当社がその経営基盤を強化するとともに、事業戦略の推進を加速させるために有効な手段であって、本取引によって当社には事業シナジーが発生するものと認められるとともに、これらの事業シナジーを早期に生じさせるためには、当社が公開買付者の子会社となる本取引を行うことは合理的な選択であると認められる。また本取引後に想定されている諸施策の中には、当社が公開買付者の完全子会社となることによって事業シナジーを最大限に発揮できるものも多いと思われることも踏まえると、当社としては、事業シナジーを最大化するためには、可能であるならば、当社が公開買付者の完全子会社となることが最善の手段であると判断したことも合理的であると認められる。さらに、公開買付者を、本取引の最適の相手方として選択した理由として当社から説明されている、提携する同業他社としては、当社と企業風土に高い親和性があることや、特徴ある両社の経営資源の強みを相互に活用することで最もシナジーを発揮できると考えられること、公開買付者が当社における鉄鋼建設資材事業と農業資材事業の一体経営を深く理解していること等は、本取引の相手方として、公開買付者を選択した理由として、適切であると認められる。以上からすると、完全子会社化を含む、本取引の目的は合理的であり、また公開買付者を相手方とする本取引は適切であることから、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると判断される。
- (ii) 本取引の買付条件については、(ア)本公開買付価格は、当社がみずほ証券から取得した株式価値算定書における算定結果のうち、市場株価基準法の算定結果の上限を上回り、かつ、DCF法による算定結果のレンジに照らして、その中央値を上回る金額であり、また、DCF法による算定の基礎となる割引率(WACC)及び永久成長率について、その感応度分析において用いた数値のそれぞれ中央値を使用して算出された当社株式1株当たりの株式価値を上回っているとともに、当社株式の市場株価に対して、相応のプレミアムが付されていることに加えて、みずほ証券がDCF法による分析に用いた当社の財務予測(事業計画)においては、対前年度比較において大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれている点も考慮すると、当社の株式価値を適切に反映していると評価できること、(イ)本取引に係る交渉過程の手続が公正であると認められること、(ウ)対抗的な買付け等の機会を確保していること、(エ)非公開化手続が行われる場合において、本公開買付けに応募しなかった当社の各株主に対して交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、当社のプレスリリース等で明示される予定であること、(オ)本公開買付けの公表時点において、本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社株式に係る議決権の数の合計が基準議決権数未満となった場合の対応策が決定されていないとしても、本取引における買付

条件が公正ではないと評価する事情とはならないこと、(カ) 公開買付者は本公開買付けの実施について、(a) 当社が本公開買付けに対して賛同する旨及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の取締役会決議を行い、当該決議が公表されており、かつその意見表明が撤回されていないこと、(b) 独占禁止法に基づき行われる公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令（独占禁止法第17条の2第1項）を行わない旨の通知を受けること、(c) 本公開買付けの開始時点において、当社及び当社の子会社に関する未公表の重要事実（金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実、並びに金融商品取引法第167条第2項に定める公開買付等の実施に関する事実及び中止に関する事実をいうが、本公開買付けに関する事実を除く。）が存在していないこと、(d) 本公開買付けの開始時点において、当社の連結ベースでの事業、財政状況、経営成績、資産、キャッシュフロー、将来の収支計画等に天災・火災・爆発等、不可抗力なものに起因する重大な悪影響を与える又は与え得る事象が存在しないこと、及び(e) 本公開買付けの開始時点において、本取引を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法機関、行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、処分、決定若しくは判決も存在していないことを前提条件としているが、これらは合理的な前提条件であり、本公開買付けの実施が合理的に見込まれること、及び(キ) 本公開買付けが開始される際に、本第三者委員会が当社の取締役会に対して、平成30年8月3日付答申書において表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対して意見を述べる機会が確保され、それを受けて当社の取締役会が改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行うことが予定されていることからすれば、本公開買付け価格その他の子会社取引における買付条件は本取引における公正な手続に従って決定されており、本公開買付け価格の水準は当社の株式価値を適切に反映し、かつ、プレミアム水準も適正であること、さらにその他の買付条件は合理的と認められることから、本取引における買付条件（公開買付け価格を含む。）は公正であると判断される。

- (iii) 本取引に係る手続の公正性については、(ア) 独立した外部の専門家であるみずほ証券及びTMI総合法律事務所からの助言・意見等を取得していること、(イ) 当社は、本公開買付け価格を含む本取引における買付条件について、公開買付者との間で実質的な協議・交渉を十分に行っていること、(ウ) 本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、公開買付者その他の本取引に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は存在しないこと、(エ) 対抗的な買付け等の機会を確保していること等を踏まえれば、同種の案件において採用されている、公正性を担保するために有効と認められる措置が複数講じられているから、公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていると判断される。
- (iv) 前記(i)乃至(iii)の事項を踏まえると、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと判断される。

また、当社は、平成30年8月6日開催の当社の取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本第三者委員会に対して、本第三者委員会が当社の取締役会に対して提出した平成30年8月3日付答申書において表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行うこととしておりました。

その後、当社は、公開買付者から、平成31年1月18日に、同日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知書を受領し、本前提条件が充足する目処がついたことから、本公開買付けを平成31年2月4日から開始したい旨の連絡を受け、平成31年1月22日、本第三者委員会に対して、平成30年8月3日付答申書の内容に変更がないかを検討し、当社の取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問しました。本第三者委員会は、かかる諮問を受けて、平成31年2月1日付で本業績予想修正をすることを見込んでいたことから当該業績予想の下方修正による影響も含めて、平成30年8月3日以降、平成31年1月31日までの間に、平成30年8月3日時点における本公開買付けに係る本第三者委員会の判断を変更する要因は発生していないことを確認し、平成31年1月31日に、当社の取締役会に対して、平成30年8月3日付答申書の内容に変更がない旨の平成31年1

月31日付答申書を提出いたしました。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社は、みずほ証券から取得した株式価値算定書の内容及びTMI 総合法律事務所からの法的助言等並びに本第三者委員会から取得した答申書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に審議及び検討を行った結果、上記「1. 株式併合の目的及び理由」記載の理由に基づき、平成30年8月6日開催の当社取締役会において、同日時点における当社の意見として、審議及び決議に参加した取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

その後、平成31年1月18日に、当社は、公開買付者から、同日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知書を受領し、本前提条件が充足する目処がついたことから、本公開買付けを平成31年2月4日から開始したい旨の連絡を受け、上記「④ 当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、本第三者委員会が当社の取締役会に提出した平成30年8月3日付答申書の内容に変更がない旨の平成31年1月31日付答申書等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、平成30年8月6日以降、平成31年2月1日までの間に、平成30年8月6日時点における本公開買付けに係る当社の判断を変更する要因は発生していないことを確認し、平成31年2月1日時点においても、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断して、平成31年2月1日開催の当社の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました（なお、当社は、本業績予想修正によって平成30年8月6日時点における本公開買付けに係る当社の判断を変更する必要はないと考えております。）。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としました。本公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性も担保することを企図していたとのことです。さらに、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、本公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮していたとのことです。

4. 今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」の「① 上場廃止」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本日現在、公開買付者は当社の支配株主に該当するため、本株式併合に係る取引は、支配株主との取引等に該当いたします。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて

独立した第三者から助言を得るなどの措置を講じ、取締役会において慎重に審議の上決定することにより、少数株主の利益を害することがないように適切な対応を行っております。

本株式併合を行うに際しても、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社は、上記に適合した措置を講じております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 少数株主にとって不利益ではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社は、平成30年6月22日に、本第三者委員会に対して、本取引が当社の少数株主等にとって不利益であるか否かについて諮問し、平成30年8月3日に、同委員会より、本取引は当社の少数株主等にとって不利益ではないと認められることを内容とする平成30年8月3日付答申書の提出を受けております。その後、当社は、平成31年1月31日に、本第三者委員会から、本第三者委員会が当社の取締役会に対して提出した平成30年8月3日付答申書における内容に変更がない旨の平成31年1月31日付答申書の提出を受けております。なお、これらの答申書が、本株式併合を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式併合を行うに際しては、支配株主と利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

II. 単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなるためです。

2. 廃止予定日

令和元年7月25日（木）

3. 廃止の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案及び単元株式数の定め廃止に係る定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

III. 定款一部変更について

1. 定款変更の目的

(1) 本株式併合に伴い当社株式の発行可能株式総数は減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

(2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>24,000,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>28株</u> とする。 |
| <u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 | (削除) |
| <u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> | (削除) |
| 第9条～第44条 (略) | 第7条～第42条 (略) |

3. 定款変更の日程

令和元年7月25日(木)(予定)

4. 定款変更の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

以上